平成２７年（フ）第９３号
岡山市北区西長瀬1226番地14ヘリオハイム101
債務者　濵本　敏伸
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２号
東京都昭島市昭和町２丁目７番24号
債務者　竹中　りん
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６６８号
大阪府高槻市上土室４丁目５番３―209号
債務者　重野　嘉彦（旧姓長内）
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７３３号
大阪府高槻市柱本新町８番A13―506号
債務者　甲斐　奈々
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８４４号
大阪市平野区平野西３丁目９番24号　ホワイトハウス平野301
債務者　竹田八寿香
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７号
栃木県那須塩原市美原町４番地396
債務者　安川　雅晴
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月14日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第９８８号
東京都江戸川区西葛西２丁目20―２　西葛西荘
債務者　石野　重雄
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月14日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１７号
東京都東久留米市新川町１丁目19番８号竹内方
債務者　久保木政志
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２０４１号
東京都葛飾区西亀有２丁目45―９―201
債務者　櫻井　浩二
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０５８号
東京都大田区矢口２丁目20―11
債務者　佐々木和晶
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０号
沖縄県宜野湾市愛知３丁目１番６―201号
債務者　渡口　精寛
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第１８号
沖縄県沖縄市松本１丁目16番１号　県営松本高層住宅505号室
債務者　高良　明子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第７９号
東京都国分寺市内藤１丁目６番地９高崎アパート101
債務者　浦田　弘子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１２７号
東京都多摩市鶴牧１丁目８番地の４ＡＰＡＲＴＭＥＮＴ　ＴＨＥ　ＴＡＭＡ105
債務者　山崎　美和
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２０４号
横浜市鶴見区矢向２丁目４番18号　ドルフ２番館102号
債務者　木村　裕之
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部